

「36（サブロク）協定締結」周知期間実施要領

1 趣旨

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年ほぼ横ばいであり、いまだ長時間労働の実態が見られるほか、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。

厚生労働省大阪労働局管内の労働基準監督署が実施した、令和 5 年度の長時間労働の疑いがある事業場に対する監督指導の結果、労働基準法に違反する時間外労働を実施していた事業場が 43.6%であるなど、長時間労働を抑制し働く人々が健康を確保しながら活躍できる環境を実現することが重要である。

また、労働者に時間外労働を行わせるためには、あらかじめ労使協定「36（サブロク）協定」を締結し労働基準監督署に届け出る必要があるが、このことが十分に認知されていないことも課題となっている。

このため、大阪府と大阪労働局は、平成 30 年 3 月 27 日に宣言した「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」に基づき、連携して 36 協定の周知に集中的に取り組むこととする。

以上の取組に当たっては、大企業・中小企業を問わず、使用者だけでなく労働者や労働組合など、事業場内すべての関係者が 36 協定を正しく理解し、36 協定締結周知の取組の推進を図る観点から、「36 協定締結周知期間」（以下「周知期間」という。）を設定し、「～み（3）んなでむ（6）すぼう！36 協定～」を合言葉として、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

令和 7 年 1 月 15 日（水）～同年 2 月 14 日（金）

3 実施事項

（1）周知

- ア 大阪府、厚生労働省大阪労働局のホームページを活用した周知
- イ 大阪府、厚生労働省大阪労働局（労働基準監督署・ハローワーク）が実施する説明会や窓口等による周知
- ウ 大阪働き方改革推進・賃金相談センターが実施するセミナー・個別指導等による周知
- エ 大阪労働局公式 YouTube チャンネルに掲載している「36 協定作成届出 一発受付のポイント！」による周知

（2）労使団体への要請

周知期間にあわせて、主要な労使団体に対して大阪府知事、厚生労働省大阪労働局長の連名による周知啓発活動の実施を要請